

(1) 県民の皆様等への協力依頼

県としての対策

- ① 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所への外出・移動を自粛してください（特措法第24条第9項）
 - 人との距離（マスク有でも最低1m）が確保できない場所や換気が不十分な施設などは避けてください。
 - 高齢者、基礎疾患（呼吸器疾患や心血管疾患、糖尿病、肥満（BMI：30以上）、高血圧、喫煙など）があるなど重症化リスクが高い方やワクチン未接種の方は特に注意してください。
 - 「信州の安心なお店」認証店など対策の取れている店舗の利用を推奨します。
 - 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控えてください。
 - 飲食店等での会食は、同一グループ同一テーブル4人以内、2時間以内としてください。（★）
- ② 改めて原点に立ち返り、基本的な感染防止対策を徹底してください
 - 人との距離の確保（マスク有でも最低1m）、マスクの正しい着用、手洗い・手指消毒、「密集、密接、密閉」の回避（ゼロ密）、屋内・車内の十分な換気を徹底してください。
 - 人と会う機会をできるだけ減らしてください。特に高齢者、基礎疾患のある方はいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らしてください。
 - ご自宅等も含め、普段会わない方との会食は控えてください。
 - 店舗や施設等が行っている感染防止対策に協力してください。
 - できるだけ少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底してください。
 - 少しでも体調に異変を感じた場合は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください。
- ③ 家庭内においても感染防止対策を講じてください
 - 感染していても無症状の場合もあるため、日頃から家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いを行ってください。
 - ご家族に療養者がいる場合はもとより、体調不良者や濃厚接触者がいる場合は、できるだけ外出を控えるとともに、家庭内でも距離の確保、マスク着用等を徹底してください。
- ④ まん延防止等重点措置が適用されている都道府県との不要不急の往来は極力控えてください（特措法第24条第9項）。
 - まん延防止等重点措置が適用されている都道府県との不要不急の往来は極力控えてください。
 - 県外を訪問する場合は、基本的な感染防止対策の徹底やリスクの高い行動を控えるなど慎重に行動してください。
 - 出張等での来訪者、旅行者の方は、お住まいの都道府県等から出されている都道府県間の移動に関する要請を踏まえるとともに、「信州版 新たな旅のすゝめ」を守ってください。

市としての対応	<p>①～④について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、さくネット、SNS等を通じて市民に呼びかける。
---------	---

県としての対策	<p>⑤ 子どもや保護者の皆様は感染防止対策へ協力してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内では、オミクロン株への感染による子どもの重症例は報告されていませんが、感染速度が速く、二次感染リスクが高いオミクロン株から子どもたちを守ることはもちろん、社会機能維持の観点や重症化リスクが高い高齢者等を守る観点からご家族等への感染を防ぐため、子どもや保護者の皆様は、学校や保育所等が取り組む感染防止対策へ協力してください。 ○ なお、対策の長期化に伴い、生活や学習などで困りごとを抱えた子どもや保護者が、気軽に悩みを相談できる窓口を周知します。
---------	---

市としての対応	<p>⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、さくネット、SNS等を通じて市民に呼びかける。
---------	---

(2) 事業者の皆様への協力依頼

県としての対策

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底してください。
(特措法第24条第9項)
 - ② 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者の皆様は、状況に応じ入場制限等を実施してください(特措法第24条第9項)
 - 入場者数の制限(人と人の距離を概ね2メートル程度確保)
 - 施設内での物理的距離の確保
 - 十分な換気
 - 客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - 客の健康状態の聞き取り、入口での検温
 - ③ イベントの開催に当たっては、感染防止対策を厳格に講じてください。(特措法第24条第9項)(★)
 - イベント主催者の皆様は次の対応を徹底し、必要な感染防止対策を厳格に講じてください。
 - ア 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントは、「感染防止安全計画」※を策定し、事前に県に提出
 - イ ア以外のイベントについては、「チェックリスト」※を作成の上、HP等で公表
 - ※ 「感染防止安全計画」の策定・県への提出、または「チェックリスト」の作成・公表は、レベル5地域におけるものに限らず、全てのイベントで必要です。様式は県ホームページでご確認ください。
- (対策例)・誘導員の配置等による来場者間の密集回避
- ・ 検査の実施等出演者やスタッフの健康管理の徹底
 - ・ 入場時の検温等による有症状者の参加防止
- ④ 観光関係者の皆様は地域で連携して感染防止対策を徹底するようお願いします
 - ⑤ 飲食店等において会食を行う場合は、同一グループ同一テーブル4人以内としてください。(★)
 - ※ 「信州の安心なお店」認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ登録店における人数制限緩和(同一グループ同一テーブル5人以上の利用)は1月23日から停止しています。
- 【従業員に対する感染防止対策】
- ① 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします。
 - ② 職場の感染対策を改めて点検・徹底するようお願いします
 - 労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。
 - ③ 感染リスクが高い場所(食堂、寮など)での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします。

	<p>【社会機能を維持するための対応】</p> <p>① 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者等に皆様は、感染者が発生した場合でも必要な業務を継続してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動を継続するために事業継続計画（BCP）を点検又は策定し、実行できる体制を整備してください。 <p>② 保育所や放課後児童クラブ等は、感染防止策の徹底や簡易検査キット等の活用を図りつつ、原則開所するようお願いします。</p>
市としての対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の要請内容についてホームページ等で周知に努める ・ 市立の保育所・児童館については、感染防止策の徹底を図りつつ、できるだけ開所（開館）する。なお、感染が広がっている可能性が高い場合等、状況に応じて休園等を実施する。また、家庭で保育等ができる保護者に対しては、できる限り登園（来館）を控えていただくことを呼びかけるとともに、感染に不安がある保護者に対して登園（来館）自粛を呼びかける ・ 民間の保育所や放課後児童クラブ等については、感染防止策の徹底を図りつつ、できるだけ開所するよう依頼する

（3）高齢者等への対策

県としての対策	<p>① 高齢者等へのワクチン接種を促進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者施設等の入所者へのワクチン接種は、県保有ワクチンの市町村への融通に加え、巡回接種を実施。また、施設入所者以外の高齢者についても引き続き速やかな接種に取り組んでいく。 <p>② 高齢者施設等への支援を引き続き実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重症化リスクの高い方を守るために、高齢者施設等の従事者等を対象に PCR 検査等を実施するとともに、当該施設での自主検査実施を奨励し、係る経費を補助 ○ 陽性者確認後の保健所の速やかな指導助言により、施設内での感染拡大を防止するとともに、入院が必要な方の早期入院を徹底します ○ 医療機関や薬局と連携の上、陽性者が確認された高齢者施設等において、経口薬を速やかに投与できる体制を構築 ○ 高齢者施設等からの感染対策に係る相談等について、県看護協会と連携し、相談・訪問指導を実施 ○ 自宅に帰宅できない高齢者施設等の従業者のために宿泊施設を確保する取組を支援 ○ 高齢者施設等の従業者が療養や自宅待機等で勤務できなくなり、施設運営に支障を来す場合の人材確保等に係る経費を補助
市としての対応	<p>①～②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者施設等において、事業継続に必要な支援が十分に受けられるよう、県としての対策の周知を図るとともに、適宜手続き等に関する支援を行う。

(4) 子どもへの対策

① 学校における対策

まん延防止等重点措置は終了するが、特に小学校において、感染者数が依然として高い水準にある。

県立学校においては、卒業式や新学期を安心して迎えられよう、圏域や校内の感染状況を踏まえつつ、これまでの「予防的対策の徹底」と「陽性者発生時の基本的な対応」を原則継続することを徹底する。なお、特別支援学校についても、同様の対応を基本とするが、児童生徒一人ひとりの状況に配慮し慎重に対応する。

また、市町村立学校及び私立学校に対し、圏域や校内の感染状況、児童生徒の年齢、施設の状況等に応じた適切な対応を依頼する。

<予防的対策の徹底>

○ これまでのまん延防止等重点措置適用期間中に、分散登校を行っていた学校での集団感染が抑えられていたため、引き続き、年度末休業まではできる限り分散登校を実施。感染警戒レベル5の圏域では、グループワークや合唱など感染リスクの高い学習活動は実施しない。

○ 卒業式や終業式など、この時期にしか開催できない行事は、感染防止対策を徹底したうえで実施。

○ 部活動は、感染リスクの低減及び怪我防止の観点から、まずは少人数の活動から始め、徐々に練習強度を上げるなど、段階的に通常の活動へ移行。

感染警戒レベル5の圏域では、1日の活動時間を2時間程度に短縮し、近距離で組み合ったり接触したりする感染リスクの高い活動、練習試合、合宿等は実施しない。

○ 学級以外の児童生徒との接触を極力控えることを徹底。

○ 児童生徒や家族に一人でも症状がある場合には登校しない、させないことを徹底。

<オミクロン株の特性を踏まえた陽性者発生時の対応>

○ 陽性者が発生した場合には、学校は速やかに行動歴の調査を行い、陽性者と接触した可能性のある児童生徒を、①登校している場合には帰宅させ、濃厚接触者特定まで登校させない、②休日、夜間等に陽性者が判明した場合には、登校させないことを徹底。

○ 陽性者が発生した学級は、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖し、感染拡大の状況に応じて、学年、学校全体を閉鎖。

○ 陽性者が発生していない学級においても20%程度の濃厚接触者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖。

<学びの保障と居場所の確保>

○ 登校に不安のある児童生徒を欠席扱いしないことを徹底。その場合、自宅学習、オンライン学習等による丁寧なサポートを実施

○ 臨時休業時においては、児童生徒の状況に応じて、オンライン授業等により学びを保障するとともに、小学校低学年の児童などを考慮し、居場所の確保を検討

県としての対策	<p>② 保育所等における感染防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等については、オミクロン株の特性を踏まえ、引き続き基本的な感染対策を徹底しながら原則開所することに加え、以下について市町村等に依頼する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 感染リスクが高い活動を避け、感染を広げない形で保育を行うこと。 イ 不要不急の行事は自粛し、開催が必要な行事は感染対策を徹底した上で、実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒園式、入園式等の行事は、ゼロ密（分散開催、入替制による参加人数の制限等）、十分な換気、手指消毒、大人の正しいマスクの着用等、感染対策を徹底して行うこと。 ・ 園、保護者会等主催の謝恩会等大人数での会食を伴う行事は中止・延期を検討すること。 ウ 無理なくマスクの着用が可能な児童に対し、可能な範囲でのマスク着用を奨めること。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めないこと。 エ 市町村の感染状況に応じ、家庭で保育ができる保護者に対して可能な範囲で登園を控えていただくよう呼びかけることを検討すること。 オ 市町村の感染状況に応じ、感染に不安がある保護者に対して登園自粛を呼びかけることを検討すること。 カ 登園自粛、クラス閉鎖等の範囲等については、感染拡大を防ぐ観点から、「保育所等における濃厚接触者の範囲の考え方の目安」や保護者の状況、市町村の感染状況等を踏まえて安全面を重視して判断すること。 ○ 保育所等が必要に応じて従事者の検査を円滑に実施できるよう検査機関の情報を市町村等に提供する。 ○ 小児ワクチン接種に関する国等の方針を踏まえ、正しい情報を市町村等を通じ保護者に提供する。 ○ 放課後児童クラブについては、保育所等に準じた対応をするよう市町村長に依頼する。
市としての対策	<p>① について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市立小中学校では県の手引きに準じながら、地域の感染状況、児童生徒の年齢や学校の状況等に応じた対応を行う。 ・ 部活動については、卒業式まで部活動停止を継続する。卒業式終了後は、県の手引きに準じた対応を行う。 <p>② について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等については、基本的な感染対策を徹底するとともに、県としての対策に準じながら原則開所する。なお、感染が広がっている可能性が高い場合等は、状況に応じて、休園等を実施する。 ・ 行事については、卒園式、入園式等は感染対策を徹底した上で、実施するが、園、保護者会等主催の謝恩会等大人数での会食を伴う行事は中止・検討する。 ・ 放課後児童クラブ等については、保育所等に準じた対応をするよう依頼する。

(5) その他、県が実施する事項

<p>県としての対策</p>	<p>① ワクチン追加接種の推進及び小児接種に向けた接種体制を構築します <追加（3回目）接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3月の市町村接種計画では、3月末の接種可能対象者の約8割に接種できる体制を整えています。県接種会場の4万人規模での運営や医療人材の派遣など、引き続き市町村接種を補完・支援しながら、計画した接種数の達成を目指して取り組みます。 ○ 特に、高齢者や基礎疾患を有する方、エッセンシャルワーカーの方については、引き続き早期の接種を呼びかけます。 <p><小児（5歳以上11歳以下）接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重症化リスクの高い基礎疾患のある児等には速やかな接種機会を提供するとともに、接種を勧め、小児中核病院（信州大学医学部附属病院、長野県立こども病院）に入通院している児等への先行接種を3月上旬から行います。 ○ 上記以外の小児についても、希望者ができるだけ早期に接種を受けられるよう、医師会等の協力のもと、地域の小児医療体制を勘案しつつ、体制を構築します。 <p>② 感染拡大を防止するための医療・検査体制を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重症化リスクが高い方や施設を優先的に調査・検査を実施します。 ○ 経口抗ウイルス薬・中和抗体薬について、引き続き医療機関等と連携の上、必要な方に速やかに投与できる体制を構築していきます。 ○ オミクロン株の特性を踏まえた治療法を普及・啓発します。 ○ 感染不安を感じる無症状の方に受けていただく無料検査を継続します。 （特措法第24条第9項）
<p>市としての対応</p>	<p>①～②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加接種については、42医療機関における個別接種及び県立武道館等における集団接種により、3月末の接種可能対象者全てが接種できる体制を構築していく。また、保育士には集団接種において専用時間帯を設定するなどし、早期の接種を推進する。 ・ 小児接種については、3月上旬から小児科医による個別接種を6医療機関で実施。ワクチンが充足してくる4月からは医療機関を14に増やし、速やかな接種機会を提供していく。また、ホームページ等において、ワクチンの有効性・安全性などの情報発信に努め、保護者が接種の検討、判断ができるように支援していく。 ・ 感染拡大防止のため、県と連携し、保健所やかかりつけ医への早期相談による適切なPCR検査等の受検を促進していく。 ・ 佐久医師会と連携し、佐久地域外来・検査センターを運営していく。

<p>県としての対策</p>	<p>③ 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、市町村に対しても同様の検討を行うよう協力を要請します（★）</p>
<p>市としての対応</p>	<p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市所管施設について、引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、施設ごとの特性を踏まえつつ、一部サービスの制限を行い、施設内での飲食は禁止する。なお、飲食を伴う施設については、県の示す基準に基づき適切に対応する。 ・ 市所管施設について、感染の予防、まん延防止を目的とする施設利用のキャンセルについては、利用料金等の全額還付（キャンセル料無料化）の対象とする。 ・ 市所管施設について、施設毎の準備が整い次第、新規予約受付を再開する。なお、イベント等の開催について、県が示す「チェックリスト」の作成・公表が求められる利用については、確実な履行を求めていく。

④ 経済活動を維持するため、事業者・生活者を支援します。

<生活困窮者を守る支援>

- 生活に困窮される方に対して、生活就労支援センター「まいさぼ」を通じた食料支援が遅滞なく行われるよう、必要な食料品を緊急に確保します。
あわせて、生活費・食料、住まいや仕事など生活全般の相談に、きめ細かく対応します。

<経営継続・雇用を守る支援>

- 「産業・雇用総合サポートセンター」において、事業者・労働者の皆様が必要な支援を受けられるよう、県や国の支援策（事業復活支援金や雇用調整助成金等）の紹介、申請に係るアドバイスをトータルで支援します。

<資金繰り支援>

- 「長野県新型コロナウイルス感染症対応資金」（いわゆるゼロゼロ融資）の条件変更時の利子補給継続要件を緩和するほか、協力金等の支給までの間のつなぎ融資等について、金融機関に対し迅速かつ積極的な対応を要請するなど、事業者の円滑な資金繰りを支援します。

<休業に伴う支援>

- 労政事務所において、事業所から休業手当が支給されない場合に労働者が自ら申請できる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の活用を支援します。
- 労働局・市町村教育委員会等の関係機関と連携して、小学校の臨時休業等により、保護者が仕事を休まざるを得ない場合に利用できる「小学校休業等対応助成金・支援金」を周知します。

<需要喚起>

- 消費者の外出控えや断続的な時短要請により売り上げが落ち込む飲食店を支援するため、信州プレミアム食事券（第2期）を発行します。
- まん延防止等重点措置の適用による酒類提供停止等の影響を受けた県内酒造メーカーを支援するため、小売酒販店等で使用できる信州の地酒おトクーポン（第2弾）を発行します。
- 観光関連事業者を支援するため、信州割 SPECIAL（宿泊割・日帰り割）とウェルカム信州アクティビティ割!の割引対象等を拡充します。

<市町村を通じた事業者支援>

- 市町村への交付金により、第6波で影響を受けている事業者を地域の実情に応じてきめ細かく支援します。

<時短要請等に応じた飲食店への協力金の早期支給>

- 提出書類の簡素化や電子申請を実施し、協力金を迅速に支給します。

⑤ 県民協働による取組の推進

- 春の大型行事・イベントを落ち着いた環境で迎えることができるよう、県民の総力を挙げて感染防止対策に取り組むためのメッセージを発出します。

市としての対応	<p>④～⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の要請内容についてホームページ等で周知に努める ・ 市としては、県の交付金を活用した事業者支援を検討 ・ 生活に困窮される方に対して、生活就労支援センター「まいさぼ佐久市」を通じた食料支援や住まい、仕事などの生活全般の相談にきめ細かく対応 ・ 社会福祉協議会において実施するフードドライブ事業への協力
---------	---

(6) 年度末・年度初めにおける対策強化

県としての対策	<p>人の移動が増加する時期に感染が拡大してきたことを踏まえ、3月19日から4月10日までを、「年度末・年度始めにおける感染対策強化期間」とします。(1)から(5)までに加え、以下の内容に特にご協力ください。</p> <p>① 県民の皆様へのお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 謝恩会・歓送迎会など会食を行う際は、基本的な感染防止対策を徹底するなど十分注意するとともに、「新たな会食のすゝめ」を守ってください。 ○ 旅行をする際は、基本的な感染防止対策を徹底するなど十分注意するとともに、「新たな旅のすゝめ」を守ってください。 ○ 進学・就職・帰省等により本県に来訪される方は、感染対策強化期間をなるべく避けるように検討してください。 <p>② 事業者等の皆様へのお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転勤や引っ越しの時期の分散化についての検討をお願いします。 ○ 卒業式・入学式、入社式等の行事を行う場合は、感染リスクを低下させるための対策について、十分な検討と実施をお願いします。
市としての対応	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、さくネット、SNS等を通じて市民に呼びかける。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の要請内容についてホームページ等で周知に努める。 ・ 市立小中学校及び保育園の卒業式・入学式は、感染防止対策を徹底の上、時間短縮などの工夫を講じながら実施し、同様に民間の保育所等へ呼びかける。